

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成17年
12月1日
(木曜日)

目 次

告示
森林法の規定に基づく許可をすべき皆伐面積の限度（森林整備課）……………



山口県告示第六百三十九号

平成十七年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成十七年十二月一日

山口県知事 二井 関 成

一 水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林

同一の単位とされる集団の区域	行政単位区域	許可をすべき皆伐面積の限度	土砂流出防備保安林（ヘクタール）
阿北地区	萩市（平成十七年三月五日における阿武郡田万川町、須佐町及び福栄村の区域に限る。）阿武郡阿武町	一一・四四	一六一・四四
橋本川	萩市（平成十七年三月五日における萩市並域に阿武郡川上村、むつみ村及び旭村の区域に限る。）阿武郡阿東町	八〇九・二六	二〇〇・四八
大津地区	長門市	三一一・五一	一一八・九七

二 魚つき保安林

豊浦地区	下関市	三二〇・八九	一五〇・九九
厚東川、厚狭川	宇部市、美祿市、山陽小野田市、美祿郡美東町及び秋芳町	六〇五・七一	二〇五・二四
榎野川	山口市（平成十七年九月三十日における山口市並びに吉敷郡秋徳町、小郡町及び阿知須町の区域に限る。）	二五五・八六	三三六・九六
佐波川	山口市（平成十七年九月三十日における佐波郡徳地町の区域に限る。）防府市	六六七・六三	三二五・七三
徳山地区	下松市、周南市（平成十五年四月二十日における徳山市、新南陽市及び都濃郡鹿野町の区域に限る。）	三九一・六一	一三四・四二
田布施川、島田川	光市、周南市（平成十五年四月二十日における熊毛郡熊毛町の区域に限る。）熊毛郡上関町、田布施町及び平生町	六〇・二九	
由宇川、柳井川	柳井市、玖珂郡由宇町、玖珂町及び周東町	一〇・〇五	一四六・七九
錦川下流	岩国市、玖珂郡和木町、本郷村、錦町、美川町及び美和町	四六七・二八	一〇四・〇六
大島地区	大島郡周防大島町		六・九八

三 保健保安林

同一の単位とされる集団の区域	同一の単位とされる集団の区域	許可をすべき皆伐面積の限度	同一の単位とされる集団の区域	許可をすべき皆伐面積の限度
阿武町	宇部市	〇・一一	周防大島町	一一・六七
萩市	防府市	三・九〇		
長門市	下松市	三・二八		
下関市	周南市	〇・五〇		
	岩国市	二・〇六		
	柳井市	二・〇八		
	平生町	〇・七二		
	上関町	九・〇六		
山口県		一三四・七四		

平成十七年十二月一日
発行

発行
行人所

山口
県知事
庁

定価一箇月
金二千七百円（送料共）